

三才局

第二課長

生

七

浮島丸事件に關する北鮮

系朝鮮人の陳情について

昭二九、一、二五ノ

亞二課

一月二十五日在日本朝鮮解放救援会

中央総本部（北鮮系）副委員長

月二名、アビア二課を来訪し、課長

不在をりしため代りて在籍せる若水、及び

前日に對し、標記の件につきつぎのとおり

リ述ビテ。

(1) 浮島丸は終戦直後の八月末、徴用され

ていた朝鮮人数千名を送還する。ため大湊

から発航し、途中舞鶴港口で機雷に

ふくみ沈没したものである。最近飯野海

運で船体の破下りを受け、引揚作業を

開始した。

縦

束とも

遺懺

内

今度の

作業開始後もすい

(2) 浮島丸の朝鮮人遺体の処理振りとは

に十二柱が発見され、あり、わいわいは二

人が鄭重に扱われることを希望し、かつ、

本件をめぐり誤解をなくするためにも、本作業

にわいわい自身^か立会うことを許され

よう欲するものがある。

③ 飯野は才二復食局強務処理部の指
示の下に作業して、いふやうに、あつたといふ。
同部中島復食業務課長に対し、右の
要望を申述べ、かう、浮島丸の朝鮮人
死七者名付の提示を求めたところ、同課
長は、本件について、すぐ外務省に書
類を廻してあるから、外務省に申入れら

これいと述べたが、本日東訪した方
がある。

外務省
二、~~外務省~~とは、本件に関する書類を

逓信局からもちこたうての書類をかりし

をもつて、^右直ちに中島課長との経緯を

電話にて、
たゞし、たゞし、同課長は、外務省ととの

書類をさしあげたことではない、たゞ、朝鮮人

の外に於ける死者名付法を外務省に
廻し、あると述べたことも彼らが誤解した
も、^{より}あつう、いふれとせよ、彼ら先般浮
島丸の死者名付法を提示方要求された
が、外国人たる方々の要求につき、復
局として直接応答できなかったこと、意
口たる外務省を通じて要求されたこと

2

え、おいて、次方と、本件について、他
の関係各省とも加え、外務省と意口ヒ
て処理して行きたいと考へたものとする旨

回答 ~~した。~~

三、右の次方を繰ると説明し、外

務省と、本件につき経緯の詳細を

未だ了知しあはるにつき、関係方面 ~~とも~~

協議の上、本日の貴方の申入れに対す
る見解を明らかにするにせしむと述べ
たり。彼等は事の緊急なるを強調し、
改回来省の日時を予定するよう求め
る。一応一月二十八日（木）午後二時
に話し合いを打切った。